

構造改革特区 第27次提案募集 ～ 事前相談実施中！～



45フィートコンテナの輸送円滑化事業
【宮城県等 3件認定】



指定小規模多機能型居宅介護事業所における障
害児(者)の受入事業
【富山県、富山市、高岡市、立山町等 14件認定】

国の規制が皆様の活動や事業を妨げていませんか？
実情に合わなくなった国の規制をお教えください！

平成27年2月
内閣府 地方創生推進室

— 構造改革特区制度の概要 —

- 実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがあります。
- 構造改革特区制度は、こうした**実情に合わなくなった国の規制**について、**地域を限定して改革**することにより、構造改革を進め、**地域を活性化させる**ことを目的とする制度(規制の特例措置の実現)です。
- この目的を達成するために、地方創生推進室は、民間企業や地方公共団体はもとより、**どなたからでも要望、相談、提案を受け付けて**います。
- **地域の自然的、経済的、社会的諸条件等を活かした地域の活性化を実現するために、地域の取組の妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区制度をご活用ください。**

規制の特例措置についての提案は、企業や地方公共団体、NPO、個人の方など、誰でも提案可能

構造改革特区制度の流れ(構造改革特別区域法)

<企業・地方公共団体・NPO等>

規制の特例について
提案

(参考) 特例措置決定後の流れ

<地方公共団体>
構造改革特別区域計画
の作成・申請

<地方公共団体>
構造改革特別区域計画
の実施

<国>

内閣府と各省庁で折衝し、
特例措置を特区本部決定※

- ・地域を限定して特区で対応
- ・全国的な規制改革で対応

※ 内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする構造改革特別区域推進本部にて決定。

構造改革特別区域計画
の認定

評価・調査委員会による評価

特区で実施後、特段の問題がない
ものは、速やかに全国展開

(注) 既に認められている規制の特例措置についても、上表「(参考)特例措置決定後の流れ」の手続きを行うことにより、活用することができます。

【最近の提案の中で、構造改革特区又は全国的な規制改革が実現された例】

地域を限定して特区（規制の特例措置）で対応

45フィートコンテナの輸送円滑化事業

45フィートコンテナに国内貨物を積載する場合における特殊車両通行許可の長さの限度値を18メートルまで緩和するとともに、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車の通行条件と同等の通行条件まで緩和することで、45フィートコンテナの円滑な輸送を可能とする。これにより、一車両当たりの最大積載量が増加し、輸送コスト及びCO2排出量の削減等の輸送効率化が図られる。

指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入事業

障害者又は障害児が、近隣において、障害者自立支援法に基づく自立訓練等を利用することが困難な場合に、介護保険法に基づく指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用できる（この場合でも、障害者自立支援法に基づく給付費の対象となる）ようにし、身近な場所でのサービス利用を可能とする。



全国的な規制改革で対応

重度のALS患者の入院に対する医療保険と介護保険の併用の容認

当初、規制所管省庁の判断では対応不可であったが、現場の苦悩や患者・家族の負担の問題にこたえるべく、政務折衝を行った結果、医療保険と介護保険の制度の壁を越えて、重度のALS（※）患者の入院に関し、一定の要件を付した上でヘルパーの派遣を認め、介護保険法に基づく地域支援事業等によるコミュニケーション支援を行うことが可能となった。

※ALS（筋萎縮性側索硬化症）：重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をもたらす神経変性疾患

有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認

従来、有害鳥獣捕獲の許可を行うに当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとし、従事者を限定的に取り扱っていたが、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者に狩猟免許を受けていない者を含むことが可能となった。

下水道事業予定地等の有効活用を図るための国庫補助目的外への使用制限の緩和

下水道処理場等の事業予定地について、暫定的な目的外使用を以て、地域の課題解決や地域の活性化・賑わいづくりを図ることができるよう、目的外使用に係る承認基準の見直しを行い、また、これにより得られた収益については、当該箇所における補助対象施設の整備及び維持管理に充てる場合には、国庫返納を不要とする。

～ ご興味・ご関心を持っていただいた方へ ～

- 事前相談をお受けしています。皆さまのご提案の実現に向けて、アドバイスいたします。お気軽にご連絡下さい。

内閣府地方創生推進室

電話番号：03-5510-2468

メールアドレス：toc@cao.go.jp

- 第27次提案の募集期間
平成27年3月中旬～4月中旬（予定）

提案を実現するためのワンポイントアドバイス

- 提案に当たっては、「**規制改革の二ーズ**」、「**内容**」及び「**効果**」を具体的に記載することが効果的。
- 過去の提案と同旨の提案を行う場合は、**過去の議論の経緯を踏まえて、具体的な解決方法等**を記載すると効果的
(例えば、**安全規制の緩和を求める場合には、規制の撤廃を求めるだけでなく、別途、安全を担保するための措置**を併せて記載すると効果的)